○国土交通省令第四十七号

情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第十六号）の施行に伴い、並びに関係法令の規定に基づき、及び関係法令を実施するため、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う国土交通省関係省令の整備等に関する省令を次のように定める。

令和元年十二月十六日

国土交通大臣　赤羽　一嘉

情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う国土交通省関係省令の整備等に関する省令

（国土交通省の所管する法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部改正）

第一条　国土交通省の所管する法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成十五年国土交通省令第二十五号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

国土交通省の所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則

第一条中「行政機関等が、」を削り、「手続等を」の下に「、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第百五十一号。以下「法」という。）第六条から第九条までの規定に基づき」を加え、「又は電磁的記録を使用して行わせ、又は」を「を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により」に、「除くほか」を「除き」に改め、同条に次の一項を加える。

2　国土交通省の所管する法令に係る手続等（法第六条から第九条までの規定の適用を受けるものを除く。）を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行う場合については、他の法律及び法律に基づく命令（告示を含む。）、条例、地方公共団体の規則並びに地方公共団体の機関の定める規則に特別の定めのある場合を除き、法及びこの省令の規定の例による。

第二条第一項中「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第百五十一号。）」を「法」に改める。

第七条を削る。

第六条中「電磁的に記録の」を「法第九条第一項の規定により電磁的記録により」に改め、同条を第十二条とし、同条の次に次の一条を加える。

（氏名又は名称を明らかにする措置）

第十三条　法第六条第四項に規定する主務省令で定める措置は、次に掲げる措置とする。

一　申請等が行われるべき行政機関等が指定するところにより、第四条第一項の規定により入力された事項についての情報に電子署名を行い、その情報を当該電子署名に係る電子証明書であって同条第三項各号のいずれかに該当するものとともに送信する措置

二　識別番号及び暗証番号を第四条第一項の電子計算機から入力する措置（同条第四項の規定が適用される場合に限る。）

三　識別番号及び暗証番号を第四条第一項の電子計算機から入力し、並びに同項の電子計算機において設定した生体認証符号等を使用する措置（同条第五項の規定が適用される場合に限る。）

2　法第七条第四項に規定する主務省令で定める措置は、第八条第一項の規定により入力された事項についての情報に電子署名を行い、その情報を当該電子署名に係る電子証明書であって同項に規定するものとともに処分通知等を受ける者がその使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録できる状態に置く措置とする。

3　法第九条第三項に規定する主務省令で定める措置は、第十二条の規定により作成等が行われた情報に電子署名を行い、その情報に当該電子署名に係る電子証明書であって第八条第一項に規定するものを添付する措置とする。

第五条中「電磁的に記録されている事項の」を「法第八条第一項の規定により電磁的記録に記録されている事項又は当該事項を記載した書類により」に改め、同条を第十一条とする。

第四条第一項及び第二項を削り、同条第三項中「前二項」を「法第七条第一項」に、「使用して」を「使用する方法により」に改め、「事項を」の下に「前条の」を加え、「当該処分通知等を受ける者がその使用に係る電子計算機」を「前条の処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機」に改め、同項を同条第一項とし、同条第四項を同条第二項とし、同条を第八条とし、同条の次に次の二条を加える。

（処分通知等を受ける旨の表示の方式）

第九条　法第七条第一項ただし書に規定する主務省令で定める方式は、次の各号に掲げるいずれかの方式とする。

一　第七条の電子情報処理組織を使用して行う識別番号及び暗証番号の入力

二　第七条の電子情報処理組織を使用して行う識別番号及び暗証番号の入力並びに生体認証符号等の使用

三　電子情報処理組織を使用する方法により処分通知等を受けることを希望する旨の行政機関等が定めるところにより行う届出

（処分通知等のうちに電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不適当と認められる部分がある場合）

第十条　法第七条第五項に規定する主務省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一　処分通知等を受ける者について対面により本人確認をするべき事情があると行政機関等が認める場合

二　処分通知等に係る書面等のうちにその原本を交付する必要があるものがあると行政機関等が認める場合

第三条第一項中「電子情報処理組織を使用して」を「法第六条第一項の規定により電子情報処理組織を使用する方法により」に、「国土交通大臣が告示で定めるところにより、国土交通大臣が告示で定める技術的基準に適合する電子計算機（以下この条において単に「電子計算機」という。）から次に掲げる事項を」を「、当該申請等を書面等により行うときに提出すべきこととされている書面等（次項に規定する書面等を除く。）に記載すべきこととされている事項その他当該申請等が行われるべき行政機関等が定める事項を、前条の申請等をする者の使用に係る電子計算機から」に改め、同項ただし書及び同項各号を削り、同条第二項を次のように改める。

2　前項の規定により申請等を行う者は、国土交通大臣が告示で定めるところにより、当該申請等を書面等により行うときに併せて提出すべきこととされている書面等に記載され若しくは電磁的記録に記録されている事項又はこれらに記載すべき若しくは記録すべき事項を前項の電子計算機から入力しなければならない。

第三条第三項中「行政機関等」を「申請等が行われるべき行政機関等」に、「第一項の」を「前二項の」に改め、同条第四項中「行政機関等」を「申請等が行われるべき行政機関等」に、「電子計算機」を「第一項の電子計算機」に改め、同条第六項から第八項までを削り、同条第五項中「第一項第二号に掲げる事項」を「第二項の規定により入力しなければならない事項」に改め、同項第四号中「行政機関等」を「申請等が行われるべき行政機関等」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。